

査定の種類及び目的・相当額の選び方 2025.4

①査定証・・・車両の評価額（金額）を出す査定です。

| 目的 | 相当額 | 主な用途 |
|------|-------|--|
| 資産評価 | 小売・換金 | 社内譲渡/会社資産/個人資産の評価(財産分与等) 相続・清算整理・債務整理 |
| 売買 | 小売・換金 | 個人・法人間の売買(個人の車を会社に売る等) |
| 解約 | 小売・換金 | リースの中途解約/クレジットの中途解約 ※登録済み未納車は小売相当額のみとなります |
| 買取 | 仕入 | 自社で買い取りを行う場合等 |
| 売却 | 換金 | ユーザーが処分する時等 |
| 下取り | 仕入・売却 | 販売店が下取りする時 |

相当額が2項目書かれている場合はどちらかを選択

②推定価格証明書・・・申込日又は、過去の評価額を出す査定です。
相当額を小売又は換金から選択してください。

以下のような場合にご利用ください。

- ・現車を確認できないが現在の価格を知りたい
- ・事故直前の価格を知りたい
- ・盗難直前の価格を知りたい
- ・仮処分

①・②における相当額について

| 相当額 | 評価額 | 相当額のイメージ |
|----------|-----|----------------------|
| 小売 | 高い | 販売店等が店頭に表示している金額 |
| 換金・仕入・売却 | 低い | ディーラーや中古車(買取)業者が買う金額 |

③車両状態確認証明書・・・修復歴の有無や外装の状態等を表す証明書です。
評価額(金額)は出ない査定です。

④事故減価額証明書・・・事故前と事故後の時価額の差額を出す査定です。
原則として修理後に査定します。協定済みの修理の見積書(コピー可)を用意して、申し込みをしてください。
修理をしていない(修理予定が無い)状態で査定が必要な場合は別途ご案内いたしますので、直接支所へお問合せ下さい。

以下のような場合にご利用ください。

評価損（格落ち）の金額を証明してほしい。

保険会社等とのやり取りで参考となる証明書をとりたい。

※ 損傷の状態によっては証明書が出せない場合があります。

※ 第三者機関として公正な立場で証明するものです。

※ 示談交渉等には関与いたしません。

ご不明な点は支所へお問い合わせください。

お問合せの際、車検証と修理見積(事故減価のみ)をご用意ください。

お車の使用者・所有者以外の方(第三者の個人)のご依頼の際は委任状が必要です。(相続を除く)